

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○漁船損害等補償法による同意成立	(漁業管理課)	
	<6・4 揭示>	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	( “ )	
	< “ >	1
○専決処分した予算の要領	(財 政 課)	1

## 告 示

### 高知県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成19年6月4日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

下川口加入区

### 高知県告示第398号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成15年6月高知県告示第332号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成19年6月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年6月4日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

下川口加入区

### 高知県告示第399号

平成19年3月30日に専決処分した平成18年度高知県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成19年6月5日

高知県知事 橋本 大二郎

## 平成18年度高知県一般会計補正予算

平成18年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方譲与税		16,297,000	△ 24,095	16,272,905
	2 地方道路譲与税	2,643,000	△ 20,417	2,622,583
	3 石油ガス譲与税	186,000	△ 1,479	184,521
	4 航空機燃料 譲 与 税	8,000	△ 2,199	5,801
6 交通安全対策 特別交付金		350,000	△ 23,307	326,693
	1 交通安全対策 特別交付金	350,000	△ 23,307	326,693
9 国庫支出金		57,980,039	125,575	58,105,614
	2 国庫補助金	34,676,344	125,575	34,801,919
12 繰入金		5,002,641	△ 2,180,973	2,821,668
	2 基金繰入金	3,809,930	△ 2,180,973	1,628,957
15 県 債		60,518,300	2,102,800	62,621,100
	1 県 債	60,518,300	2,102,800	62,621,100
歳 入 合 計		437,103,150		437,103,150

第2表 地方債補正  
1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業振興センター整備事業費	6,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
高知城整備事業費	34,000			
計	40,000			

## 2 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職員退職手当	700,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成19年度から平成48年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	3,000,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	1 平成19年度から平成48年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
庁舎整備事業費	34,000				50,000			
心身障害児・者 施設整備事業費	272,200				363,000			
児童福祉施設整備助成事業費	139,000				186,000			
県民文化ホール改修事業費	104,000				99,000			
耕地事業費	1,675,000				1,680,000			
治山事業費	1,951,000				1,938,000			
漁港事業費	1,031,000				1,058,000			
河川海岸事業費	2,586,000				2,599,000			
砂防事業費	2,311,000				2,261,000			
道路橋梁 <sup>りょう</sup> 事業費	9,167,000				8,889,000			
都市計画事業費	2,271,000				2,246,000			
公営住宅整備事業費	332,000				218,000			
高等学校等施設整備事業費	207,000				259,000			
公立小中学校耐震化 促進事業費	145,000							
交通安全施設整備事業費	204,000				207,000			
国直轄事業費負担金	11,022,000	11,161,000						
計	60,518,300	62,581,100						